

積算基準の見積徴収に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、静岡県積算基準決定要領(以下「基準要領」という。)第6に基づき必要な細目について定める。

第2 適用範囲

静岡県が発注する建設工事及び業務委託に係る予定価格を算出するにあたり、積算基準を決定するために行う見積徴収に適用する。

なお、ここでいう見積は地方自治法及び財務規則上の見積とは異なるため留意すること。

第3 見積徴収者の選定

見積徴収の業者選定は、次の条件により行うものとする。

- (1) 当該工事及び業務が可能な者から原則5者以上選定する。
- (2) 静岡県の「新技術・新工法情報データベース」及び「建築・設備の新技術・新工法データベース」に掲載された工法等の見積りの徴収に当たり、その工法等が、開発業者(協会を含む。)のみの保有である場合は、開発業者(協会を含む。)からの見積徴収とすることができる。

第4 見積依頼

見積依頼は文書(電磁的記録を含む)によるものとし、発注機関の長名で依頼する。なお、見積内容は、部外者に漏洩なきよう取扱いに注意すること。

- 2 見積依頼文には、「この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加者を決めるものではありません。また、採用する積算基準につきましては、入札公告時において原則公表となります。(ただし、会社名は非公表とします。)」と明記する。

第5 見積条件

見積りの徴収にあたっては、各者が同一の条件で適切な見積書が提出されるよう下記事項を示すこと。また、必要に応じて、工事及び業務の内容、精度等が十分把握できる仕様書、図面等を添付する。

- (1) 工事及び業務の目的
 - (2) 作業予定位置
 - (3) 作業条件
 - (4) 作業項目、作業内容及び作業数量
 - (5) 作業に関する貸与資料
 - (6) 工事及び業務費の構成と見積積算基準の徴収範囲
 - (7) 技術者区分の定義
 - (8) 予定実施期間
- 2 見積徴収者へは、作業項目ごとに必要な人員、建設資材、機械経費、作業日当り標準作業量(建設工事の場合)等の記載を依頼する。また見積積算基準は、公共工事設計労

務又は設計業務等技術者の職種区分並びに価格を用いたものとし、やむを得ず他の職種を採用する場合は、依頼の際に職種名及び定義・作業内容の明示をする。

第6 見積書の審査

提出された見積書が、依頼した見積条件に適合しているかをヒアリングなどで審査する。

- 2 見積積算基準の妥当性の検証を行い、異常が見られる項目がある場合は理由を確認のうえ価格の妥当性を判断し、必要に応じて見積徴収範囲を拡大し見積りの再徴収を行うなどの措置を講じること。

第7 採用基準の決定

徴収した各者の見積りは、静岡県建設資材等価格に置換え計算した価格（以下「見積価格」という。）を基に、次の条件で採用基準の決定を行う。

- (1) 見積価格の分布状況を把握し、異常値を排除した平均価格の直近下位の見積積算基準を採用する。
- (2) ここでいう「異常値」とは、見積りの平均価格に対して差異 30%以上の基準をいう。

附 則

この細則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

〇〇第〇〇号
令和〇年〇月〇日

(依頼先業者名) 様

静岡県 〇〇事務所長

〇〇(工事・業務)のための参考積算基準の見積について(依頼)

このことについて、予定価格算出の参考としたいので、下記により見積書等の提出を依頼します。

なお、この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加を決めるものではありません。

記

1. 見積項目 (対象作業)
2. (工事・業務)箇所 〇〇市△△地内
3. (工事・業務)期間 令和〇年〇月～令和〇年〇月(予定)
4. 見積条件 別紙「見積条件」のとおり。
5. 提出様式 各社の様式により提出してください。
6. 提出先 見積書の提出先は「静岡県〇〇事務所長」宛としてください。
〒〇〇〇-〇〇〇〇 静岡県〇〇市〇〇町〇番〇号
静岡県 〇〇事務所〇〇課〇〇班 〇〇宛て
7. 提出期限 令和〇年〇月〇日(〇)
8. その他 提出価格は、予定価格の算出に用いるものになります。
見積条件等に関する質問は、問合せ先まで御連絡ください。

問合せ先

担 当 〇〇課 〇〇班 〇〇

メー ル 〇〇〇〇@pref.shizuoka.lg.jp

電話番号 (〇〇)〇〇-〇〇

見 積 条 件

本依頼は、予定価格の算出に用いる必要な積算基準を決定するための調査であること御承知願います。

1 作業条件

(作業の条件を明記する。)

2 作業項目、作業内容及び数量

(作業項目、作業内容及び数量を明記する。)

3 作業に関する貸与資料

(予定している貸与資料を明記する。)

4 (工事・業務) 費の構成と見積徴収範囲

(工事費の構成を示し、見積徴収範囲を明確にする。)

5 技術者の職種と定義

技術者の職種と定義は、設計業務等技術者単価及び公共工事設計労務単価における職種区分によりものとする。

6 留意事項

- ① 文書もしくはメールにより提出してください。
- ② 設計数量等の詳細については、別添図面を参照してください。

別紙 見積書

下記の様式に従って作業項目ごとに述べ人数(小数点以下第 1 位まで)を記入するものとする。作業内容から必要と判断される場合は、主任技術者及び図工を追加するものとする。

作業項目	職 種					
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
作業項目 A	○人	□人	△人	×人		
作業項目 B						
合 計						

<積算基準を見積徴収する場合>

- ・作業日当り標準作業量記載について

作業日当り標準作業量の記載については、基準書に記載されている類似工種・業務の日当り作業量を参照し、見積内容に合わせて以下の記載例のとおり見積書に記載するものとする。

【記載例】

■○○○○工

(100m² 当り)

労務費	規格	単位	数量	単価	価格	適用
土木一般世話役	—	人		円	円	
特殊作業員	—	人		円	円	
普通作業員	—	人		円	円	
・・・						
・・・						

※作業日当り標準作業量：○○[m²/日]